

札幌もいわ山ロープウェイ施設内広告掲出事業者募集要領

株式会社札幌振興公社が運営する札幌もいわ山ロープウェイ施設内に広告を掲出する事業者を募集いたしますので、参加を希望する方はこの要領に従って参加してください。

1 担当課

〒064-0942 札幌市中央区伏見5丁目3番7号

札幌もいわ山ロープウェイ3階事務所内 事業課事業運営担当係

担当者 佐々木、谷口

電話番号 011-561-8177 FAX: 011-561-8178

2 募集内容

(1) 下記の広告枠（詳細は広告掲載仕様書による）に広告を掲出する事業者を募集

山麓駅4階（サイネージ1枠・ポスター枠4枠）

中腹駅1階（ポスター3枠）

山頂駅1階（ポスター2枠）

(2) 広告掲出期間

令和4年9月1日から令和5年3月末

ただし、例年3月末から年次点検整備実施により休業するためその休業日の前日までの掲出とする。なお、直近では令和4年3月24日から4月21日まで休業。

また、9月1日より前に掲出を許可する場合があります。

3 募集要領の交付場所及び問い合わせ先

上記1に同じ。

4 参加資格及び参加条件

次の参加資格及び参加条件のいずれにも該当していること。

(1) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において「一般サービス業、9 広告業」に登録されている者であること。

(2) 札幌市競争入札参加資格停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でない者。

なお、上記の参加資格及び参加条件を満たしているかの確認は、5(2)の広告掲出事業として 決定した者のみに対して行う。

5 広告掲出事業者の決定方法

(1) 参加者には、広告枠の使用料として株式会社札幌振興公社に支払う金額を別紙申込書に記入して申し込んで頂きます。

(2) 申込金額のうち、(3)に示す最低申込金額以上で最も高い金額を提示した事業者を広告掲出事業者として決定いたします。なお、同額の場合はくじ引きにて決定いたします。また、決定した者が4参加資格及び参加条件を満たしていないことが確認された場合は、次に高い金額を提示した者を繰り上げることといたします。

(3) 最低申込金額

150,000円

6 契約金額

5(2)において広告掲出事業者に決定した者が申し込んだ金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を契約金額といたします。

7 申込受付期間

令和4年7月7日から令和4年7月22日まで

持参の場合の受付時間は、各日とも午前11時から午後5時まで(土日祝日も可)

8 申込方法

封緘した申込書を1担当課まで持参もしくは郵送

郵送の場合は、7申込受付期間内に必着のこと

9 広告掲出事業者への決定通知

7月25日に広告掲出事業者に決定した方へのみ通知いたします。

10 その他

(1) 参加者に要求される事項

参加者は、本募集要領、仕様書等について疑義がある場合は、担当者に説明を求めることはできるが、申込書を提出後はこれらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(2) 5(2)により決定された事業者の取り消し

5(2)により決定された事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すこととする。

ア 決定にあたり不正な行為をしたと認められるとき。

イ その他参加の条件にかけていたとき。

(3) 申込前に広告枠掲出場所の調査を希望される方は、1の担当者までご連絡ください。